（別紙１）

相馬市地方就職学生支援金の交付申請に関する誓約事項

　私は、相馬市地方就職学生支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

１　相馬市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、相馬市から求められた場合には、それに応じます。

２　相馬市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。

（１）虚偽の申請又は居住若しくは就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：支給を受けた相馬市地方就職学生支援金の全額に相当する額

（２）相馬市地方就職学生支援金の申請日から１年以内に相馬市地方就職学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：支給を受けた相馬市地方就職学生支援金の全額に相当する額

（３）相馬市地方就職学生支援金の申請日から１年以内に相馬市に転入しなかった場合：支給を受けた相馬市地方就職学生支援金の全額に相当する額

（４）相馬市地方就職学生支援金の要件を満たす職を就業から１年以内に相馬市地方就職学生支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から３か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く。）：支給を受けた相馬市地方就職学生支援金の全額に相当する額

（５）転入日から３年を経過する日前に相馬市以外の市区町村に転出した場合：支給を受けた相馬市地方就職学生支援金の全額に相当する額

（６）転入日から３年以上５年以内に相馬市以外の市区町村に転出した場合：支給を受けた相馬市地方就職学生支援金の半額に相当する額

年　　　月　　　日

相馬市長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名